

## 第 16 節 避難器具

### 1 用語例

- (1) 取付部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあつては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 m を超えるものにあつては、1 m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。
- (6) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、公園、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 固定ベースとは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具に取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。
- (11) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。

### 2 設置位置等

令第 25 条第 2 項第 2 号、第 3 号、規則第 27 条及び「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「告示第 2 号」という。）によるほか、次によること。

- (1) 各避難器具共通事項
  - ア 開口部は次の各号に適合すること。

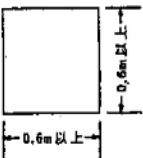
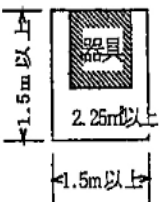
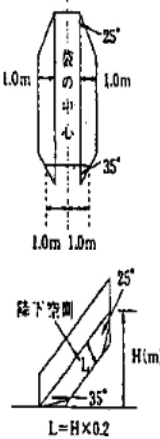
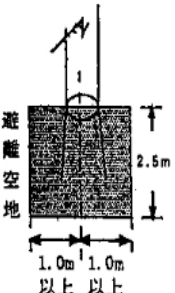
- (ア) 容易に接近でき、かつ、避難器具を使用するのに支障のない空間を有している安全な構造の開口部（窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、使用中に支障を生じるおそれのないもの。）に設けてあること。
- (イ) 床面から開口部下端までの高さは 1.2m 以下であること。
- イ 降下空間は、次の各号に適合すること。
  - (ア) 看板、樹木、室外機及び物干し等による障害がないこと。
  - (イ) 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、避難器具の上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。ただし、当該架空電線部分に絶縁措置が講じられていて安全と認められる場合は、この限りでない。
- ウ 避難空地等は、次の各号に適合すること。
  - (ア) 避難空地に障害物がないこと。
  - (イ) 有効幅員 1m 以上の避難上有効な通路で広場、公園及び道路等に通じていること。  
 なお、平成 17 年総務省令第 40 号に規定する二方向避難用避難器具を設置した場合は、屋内を通過することなく避難できる有効幅員 0.75m 以上の通路を確保すること。ただし、避難上支障がないと認められる屋内の車路等はこの限りでない。
  - (ウ) 避難階の避難空地から地盤面までの高さが 0.5m を超える場合は安全に避難できる措置を講じること。◆
  - (エ) バルコニーに設ける場合で避難階のバルコニーから避難経路に至る経路に腰壁等がある場合は、扉等を設置し安全に避難できるものであること。◆
  - (オ) バルコニー等に設ける隔板は、寸法を幅 0.6m×0.8m 以上とし、材質は難燃材料で容易に破壊できるものとする。◆
  - (カ) 避難空地からの避難通路に隔板又は扉等を設ける場合は、前（エ）又は（オ）によるほか、扉等にあっては、鍵等を用いることなく開放できるものとする。
- エ 避難器具は原則として、避難階以外の階を経由することなく、設置階から直接避難階まで避難できるように設置すること。ただし、避難ハッチ又はセットバックした防火対象物のように、避難階以外のバルコニー等に一時的に降下するような場合はこの限りでない。  
 なお、避難階以外の階に一時的に降下する場合には、原則として、次の避難器具に至る経路に隔板等を設けないこと。◆  
 ただし、構造上やむを得ない場合はこの限りでない。
- オ 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がなされていること。◆
- カ 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他自力避難困難者が多数利用する防火対象物に避難器具を設置する場合は、すべり台を設置すること。◆

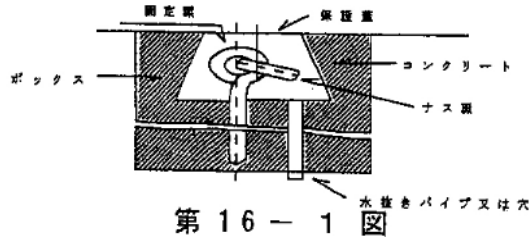
キ 壁面の部分に設ける避難器具の取付け部の開口部下端が床面から、救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）、避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）、滑り台、滑り棒及び避難ロープにあっては 1.2m を超える高さ、緩降機にあっては 0.5m 以上の高さを有するときは、避難上支障のないように、固定式又は半固定式のステップ等を設けること。ただし、器具自体に避難上支障のないようにステップが取り付けられている場合はこの限りでない。

なお、ステップ等は不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造とし、壁若しくは床に取り付けること。◆

(2) 設置位置等については第 16-1 表によること。

第 16-1 表

区分 種類	設 置 位 置		降 下 空 間	避 難 空 地
	取 付 部	取 付 部		
	開口部の大きさ	操作面積		
ア 救助袋 斜降式	高さ 0.6m 以上 幅 0.6m 以上 	幅 1.5m 以上 奥行 1.5m 以上 (器具の設置部分を含む。) 		
備考	1 防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m 以上とすることができる。（ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から 0.5m（突起物が入口金具から下方 3m 以内の場合は 0.3m）以上とすることができる。 2 下部支持装置の固定環は堅固に設けること。 3 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5m 以下であること。 4 降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外面を 1m まで近接させることができる。 5 固定環の設置は、次の例により設けること。（第 16-1 図参照）			

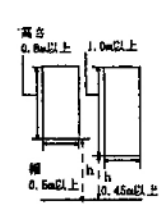
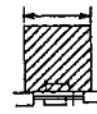
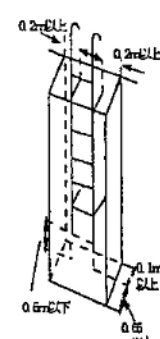
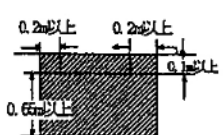


第16-1図

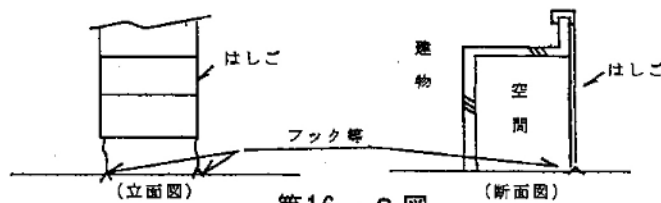
イ	開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
救助袋 垂直式	高さ0.6m以上 幅0.6m以上 	幅 1.5m以上 奥行 1.5m以上 (器具の設置部 分を含む。) 		降下空間の水平投 影面積以上の面積 
備考	1 ひさし等の突起物がある場合にあつては、救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m以上とすることができる。(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m) 2 袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。 3 降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外面を1mまで近接させることができる。			

区分	設 置 位 置			
	取 付 部	降 下 空 間	避 難 空 地	
種類	開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
ウ 緩降機	高さ0.5m以上 1.0m以上 	0.5m以上かつ 一辺が0.6m以上 		
	h: 壁面に設ける開口部の下端は床から1.2m以下とすること ・ 床面に開口部を設ける場合にあっては、直径0.5m以上の円が内接することができること ・ 器具の水平投影面積は操作面積から除く ・ 緩降機の操作に支障のないこと ・ 壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設けること ・ 緩降機を中心とした半径0.5mの内径の範囲以上を確保すること 1 壁面に設ける開口部の下端が、床から0.5m以上の高さの場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。 2 降下空間内の突起物は、0.1m以内で避難上支障のない場合又は0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては設けることができる。			

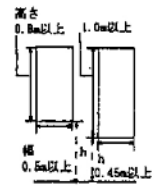
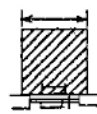
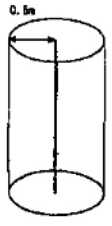
備考	<p>3 降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合は、器具相互の中心を0.5mまで近接させることができる。</p> <p>4 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとする。</p> <p>5 緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。</p>
----	---

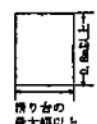
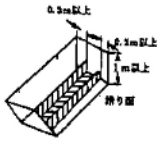
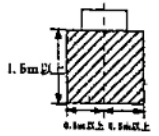
エ	開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
<p>避難はしご (避難器具 用ハッチし を格納し たものを 除く。)</p>	 <p>高さ 0.8m以上 0.5m以上 幅 0.5m以上 0.45m以上</p> <p>h: 壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること。ただし、避難上支障ないよう固定又は半固定のスタップ等を設けた場合はこの限りでない。床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上、かつ0.5m以上とすることができる。</p>	<p>0.5m<sup>2</sup>以上、かつ一辺の長さは、0.6m以上。当該器具の水平投影面積は操作面積から除き、操作に支障のないもの。</p> 		<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p> 

備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。</li> <li>2 開口部に突子が接する場合は、防火設備又はこれと同等以上の強度を有するものを開口部に設けること。</li> <li>3 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横桟から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。</li> <li>4 突子の受けがない場合は、はしごを固定するために直下階の床にフック等を設けること。(第16-2図参照)</li> <li>5 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア(地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。)の部分に設けること。ただし、「4 避難器具専用室」の室内に設置する場合には、この限りでない。</li> <li>6 固定はしごを設ける場合は、避難上有効に手がかりを設けること。</li> <li>7 4階以上に設ける避難はしごは、落下防止等の措置を講ずること。</li> </ol>
----	---



第16-2図

オ	開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
避難ロープ 滑り棒	 <p>高さ 0.8m以上 幅 0.5m以上 径 1.0m以上 h: 1.5m以上</p> <p>h: 壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない ・床面に開口部を設ける場合は、直径0.6m以上の円が内接することができること</p>	<p>0.5㎡以上、かつ一辺の長さは、0.6m以上 当該器具の水平投影面積は操作面積から除き、操作に支障のないもの</p> 	 <p>0.6m</p> <p>避難ロープを中心円とした半径0.6mの円筒状とし、避難ロープの直径は、この限りでない</p>	<p>避難上支障のない広さとすること。</p>
備考	滑り棒は、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。			

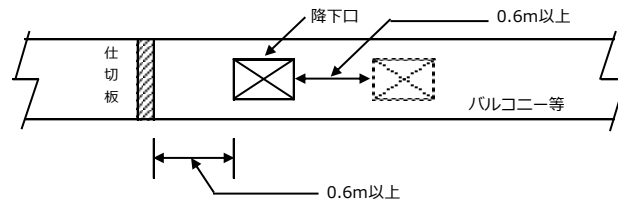
区分	設置位置			
	取付部		降下空間	避難空地
種類	開口部の大きさ	操作面積		
力 滑り台	<p>高さ0.8m以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p>  <p>滑り台の最大幅以上</p> <p>h: 壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない ・床面に開口部を設ける場合は、直径0.6m以上の円が内接することができること</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>	 <p>0.3m以上 0.3m以上 1.5m以上 滑り面</p> <p>(勾配は、25度以上35度以下)</p>	 <p>1.5m以上 0.6m x 1.5m以上</p>
備考	滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。			



備  
考


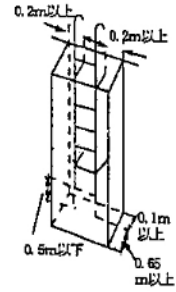
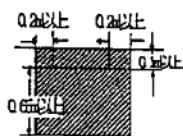
- 1 転落防止の有効な措置を講じること。
- 2 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m 以上の位置であること。
- 3 当該器具を展張した場合、はしご等の最下部横棧等から降着面等までの高さは 0.5m 以下であること。
- 4 避難器具用ハッチは、原則として手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等（概ね 2 m<sup>2</sup>以上）、外気に接する部分の床に設けること。  
ただし、「4 避難器具専用室」の室内に設置する場合にあっては、この限りでない。
- 5 避難器具用ハッチの吊元は、避難者が降下時に恐怖感を抱かないようにこの観点から、原則内側（住戸側）とすること。なお、転落防止の観点及び構造上やむを得ない場合等は、この限りでない。
- 6 各階の避難器具用ハッチの降下口は、次によること。
  - (1) 直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。
  - (2) 降下口相互の間隔及び仕切板等から 0.6m 以上の離隔を有すること。
 なおバルコニーの構造上、それぞれの離隔がとれない場合は降下口相互の間隔を確保することを優先するものとする。

(第 16-3 図参照)



第 16-3 図



区分 種類	設置位置			
	取付部	操作面積	降下空間	避難空地
ケ 避難用固定はしご	開口部の大きさ 一辺の長さは、 0.6m以上 	0.5㎡以上、かつ 一辺の長さは、0. 6m以上 当該器具の水平 投影面積は操作 面積から除き、 操作に支障のな いもの		降下空間の水平投影 面積以上の面積 
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 バルコニー等(外気に開放されたもの)に設けること。</li> <li>2 バルコニー等の床面積は2㎡以上とすること。</li> <li>3 床面より上部に2段又は3段ほどの手がかりを設けること。</li> <li>4 当該避難用固定はしごは、令第25条第1項の各号により設置する避難器具として算定することができる。</li> </ol>			

## 3 取付方法

## (1) 設計荷重

避難器具を取り付ける固定部は、避難器具の種類に応じ、第 16-2 表の (ア) 欄及び (イ) 欄を加えたものを (ウ) 欄に掲げる方向で加えた場合に、当該固定部に発生する応力に耐えるものでなければならない。

第 16-2 表

種 類		(ア) 荷重 (kN)	(イ) 付加荷重 (kN)	(ウ) 荷重方向	
避難はしご		有効長 (最上部の愕検から最下部横桟までの長さをいう。) について 2 m 又はその端数ごとに 1.95 を加えた値	自重 (取付け具の重量が固定部にかかるの重量を含む。以下同じ。)	鉛直方向	
緩降機		最大使用者数に 3.9 を乗じた値			
滑り棒		3.9			
避難ロープ		3.9			
救助袋	垂直式	袋長が 10m 以下のもの	6.6	入口金具重量	鉛直方向
		袋長が 10m を超え 20m 以下のもの	9		
		袋長が 20m を超え 30m 以下のもの	10.35		
		袋長が 30m を超えるもの	10.65		
	斜降式		上部	下部	入口金具重量  (上部のみ)
袋長が 15m 以下のもの		3.75	2.85		
袋長が 15m を超え 30m 以下のもの		5.85	5.25		
袋長が 30m を超え 40m 以下のもの		7.35	6.45		
	袋長が 40m を超えるもの	8.7	7.5		
すべり台		踊場の床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 3.3 に滑り面 1 m 当り 1.3 を加えた値	自重+風圧力、 地震力のいずれかの大きな値 +積雪荷重	合成力の方向	
避難橋		1 m <sup>2</sup> 当たり 3.3			
避難用タラップ		踊場の床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 3.3 に踏板ごとに 0.65 を加えた値			

注：1 風圧力 1 m<sup>2</sup> 当たりの風圧力は、次の式によること。

$$q = 60 k \sqrt{h} \quad q : \text{風圧力 (kN/m}^2\text{)}$$

k : 風力係数 1 とすること。  
h : 地盤面からの高さ (m)

2 積雪荷重：積雪量が 1 m<sup>2</sup> 当たり 1 cm につき 20 N 以上として計算すること。

3 地震力：建基令第 88 条の規定によること。

(2) 取付け具の構造及び強度

避難器具を固定部に取り付けるための取付け具の材料、構造及び強度は次によること。

ア 取付け具の材料

(ア) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)、JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)、JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) 若しくは JIS G 3535 (ワイヤロープ) に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有する材料 (以下「鋼材等」という。) であること。

(イ) 耐食性を有しない材料にあつては、有効な耐食措置が講じられていること。

(ウ) 雨水等のかかる場所 (直接外気に接する部分に限る。) に設けるものにあつては、JIS G 4303 (ステンレス鋼棒)、JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) 若しくは JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) に適合するもの又はこれらと同等以上の耐食性を有するものであること。

ただし、格納箱が耐食性を有するものである場合は、この限りでない。

イ 鋼材等の許容応力度

(ア) 鋼材等の許容応力度は、第 16-3 表の左欄に掲げる種類及び品質に応じ、同表の右欄に掲げる値とする。

第 16-3 表

種類及び品質		許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )			
		圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用鋼材	SS 400	240	240	240	140
	STK 400 STKR 400				
ボルト	黒皮	/	190	/	/
	仕上	/	240	/	180

(イ) ワイヤロープ許容引張応力は、切断荷重の 3 分の 1 とすること。

(ウ) 鋼材等の溶接継目ののど断面に対する許容応力度は、第 16-4 表の左欄に掲げる種類、品質及び溶接方法に応じ、同表の右欄に掲げる値とすること。

第 16-4 表

種類、品質及び溶接方法			許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )			
			圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用鋼材	SS 400 STK 400 STKR 400	突合せ	210	210	210	120
		突合せ以外	120	120	120	120

## ウ 取付け具の強度

取付け具の強度は、(1) で発生する応力に耐えられるものであること。

## (3) 取付け具を建築物等に固定する方法

ア 建築物の主要構造部（柱、床、はり等構造耐力上、十分な強度を有する部分に限る。以下同じ。）に直接取り付ける場合。

(ア) 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し又はフック掛け（先端をかぎ状に折り曲げたボルト等をコンクリートに埋設するものをいう。以下同じ。）する工法。

(イ) 金属拡張アンカーによる工法（スリーブ打ち込み式に限る。以下同じ。）

イ 固定ベースに取り付ける場合

ウ 補強措置を講じた部分に取り付ける場合

(ア) 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける方法

(イ) 柱、はり等の強度を低下させない工法

※ 木構造部への固定は、9 cm 角以上の構造材に強度を低下させない方法を講じて設けること。◆

(ウ) 建築物の柱、床、はり等の部分又は固定ベース両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法

エ その他前アからウまでに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法の場合

## (4) 前 (3)、アからエに掲げる各工法に共通する施工基準

ア 各工法に共通する施工基準

(ア) ボルト及びナットは、JIS G 3123（みがき棒鋼）又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有する材料で作られていること。また、ネジ部は、JIS B 0205（メートル並目ねじ）に適合すること。

(イ) ボルトは、呼び径が M10 以上のものを使用すること。この場合において、固定部にかかる引張応力を引張り側のボルトの数で除した値が、第 16-5 表の左欄に掲げるボルトの呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる数値以下とすること。

第 16-5 表

ボルトの呼び径	許容荷重 (k N/本)	
	引張荷重	せん断荷重
M10	14	10
M13	20	15
M16	38	28
M20	59	44

- (ウ) 耐食性を有しないボルト及びナット等には、有効な耐食措置が講じられていること。
- (エ) 雨水等のかかる場所に設けるボルト及びナット等にあつては、JIS G4303（ステンレス鋼棒）又はこれと同等以上の耐食性を有するものを用いること。
- (オ) ボルト及びナットには、スプリングワッシャ、割ピン等の緩み止めの措置が講じられていること。
- (カ) ボルトは、途中で継ぎ目がないものであること。
- (キ) ボルトは、増し締めができる余裕のあるねじが切られているものであること。
- (ク) ボルト及びナット等の端部で、使用に際して、使用者及び器具等に損傷を与えるおそれのあるものには、当該部分をキャップ、カバー等で有効に防護すること。

イ 建築物の主要構造部に直接取り付ける場合の標準工法

- (ア) 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し、又はフック掛けする工法
  - a 溶接し、又はフック掛けするボルト等（引張り力のかかるものに限る。）は、二本以上であり、かつ、溶接し又はフック掛けする鉄筋は、それぞれ別のものであること。  
ただし、同一の鉄筋であってもボルト等の相互の間隔（隣接するボルト間の中心から中心までの長さをいう。以下同じ。）を 0.2m 以上として溶接し又はフック掛けする場合にあつては、この限りでない。
  - b ボルトを溶接し又はフック掛けする鉄筋は、径 9 mm 以上、長さ 0.9m 以上のものとする。
  - c 鉄骨にあつては、鉄筋と同等以上の強度を有する部分であること。
  - d 鉄筋にボルトを溶接する場合にあつては、溶接部に当該鉄筋と同径で長さ 0.3m 以上の添筋が入れられていること。
  - e フック掛けするボルトは、かぎ状に十分折り曲げ、鉄筋又は鉄骨に針金等で繁結すること。
- (イ) 金属拡張アンカーによる工法（軽量コンクリート及び気泡コンクリートで造られている部分を除く。）
  - a 埋込深さ等と間隔
    - (a) 埋込深さ（スリーブ長さをいう。以下同じ。）は、仕上げ部分（仕上モルタル等の部分をいう。以下同じ。）の厚さを除き、第 16-6 表の左欄に掲げる金属拡張アンカーの呼び径に応じ、同表の中欄に掲げる埋込深さに対し、同表の右欄に掲げる穿孔深さの下限の値となるように施工すること。

第 16-6 表

金属拡張アンカーの呼び径	埋込深さ (mm)	埋込深さの下限 (mm)
M10	40	60
M12	50	70
M16	60	90
M20	80	110

(b) コンクリート厚さに対する穿孔深さの限度は、第 16-7 表によること。

第 16-7 表

コンクリートの厚さ (mm)	穿孔深さの限度 (mm)
120	70 以下
150	100 以下
180	130 以下
200	150 以下

- b 金属拡張アンカーの相互の間隔は、金属拡張アンカーの埋込深さの 3.5 倍以上の長さとする。
- c 金属拡張アンカーのへりあきの寸法は、金属拡張アンカーの埋込深さの 2 倍以上の長さとする。
- d 金属拡張アンカーは、増し締めのできるおねじ式とする。
- e アンカーボルトを埋め込むためコンクリートにあける穴は、当該アンカー又は金属拡張アンカーの径にほぼ等しいものであり、くさびが開き始めた状態でボルトがガタつかないものであること。
- f コンクリート設計基準強度に応じた金属拡張アンカーの本数及び呼び径は、次式を満たすものであること。

F : 固定部に発生する応力 (k N)

P : 第 16-8 表に掲げる許容引抜荷重 (k N)

$$\frac{F}{P} < P \quad (\text{コンクリート設計基準強度})$$

N : 引張力のかかるボルトの本数。ただし、 $N \geq 2$  であること。

第 16-8 表

金属拡張アンカーの呼び径	コンクリート設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )		
	15 以上	18 以上	21 以上
M10	4.7	5.7	6.7
M12	7.5	8.9	10.5
M16	10.9	13	15
M20	18.5	22.2	26

## ウ 固定ベースに取り付ける場合の標準工法

- (ア) 避難器具を容易に取り付けるためのフック (JIS B 2803 (フック)。離脱防止装置付きのものに限る。) 等を設けること。
- (イ) 固定ベースの重量は、第 16-2 表に掲げる応力の 1.5 倍以上のものであること。
- (ウ) 固定ベースは、鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリート構造とすること。

## エ 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

- (ア) 柱、はりを鋼材等に挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法
  - a 避難器具を容易に取り付けるためのフック (JIS B 2803 (フック)。離脱防止装置付きのものに限る。) 等を設けること。
  - b 鋼材等の挟み込み部分は、固定部の柱、はり上を移動しないように十分締め付けること。
- (イ) 主要構造部又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法 (気泡コンクリートを除く。)
  - a 補強用の鋼材等は、厚さ 3.2mm 以上で 0.1m 角以上の平板又はこれと同等以上の強度を有する形鋼とすること。
  - b ボルトの間隔は、0.2m 以上とすること。ただし、ボルト間に鉄筋がある場合は、0.15m 以上とすることができる。
  - c 貫通ボルト (引張り力のかかるもの) は、2 本以上とし、当該ボルトは締めつけ時に回転しない措置が講じられたものであること。

## (5) 避難器具用ハッチを設ける場合の施工方法

## ア 避難器具用ハッチの固定方法は、前 (4). イによるほか、次によること。

ただし、これらと同等以上の工法により設置する場合はこの限りでない。

- (ア) 避難器具用ハッチを埋め込む場合の床又はバルコニー等は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とするほか、避難器具用ハッチの固定用のボルト、ブラケット及びフック等 (以下「ブラケット等」という。) の強度は、次の式を満たすものであること。

F : 固定部に発生する応力 (k N)

$$\frac{F}{N} < S \quad S : \text{材料の許容せん断荷重 (k N)}$$

N : ブラケット等の数。ただし、 $N \geq 4$  であること。

- (イ) 外側にフランジを設けた避難器具用ハッチをバルコニー等の開口部に落とし込む場合は、フランジの強度が、第 16-2 表で求められる設計荷重に耐えられるものであること。
- (ウ) アンカーにより建物本体に取り付ける構造のものにあつては、固定箇所を 4 カ所以上とすること。
- (エ) フランジにより建物に取り付ける構造のものにあつては、フランジの幅は、5 cm 以上とし、4 カ所以上をボルト等でハッチ本体又は建物本体に固定できるものであること。
- (オ) ボルト・ナットには、スプリングワッシャ、割ピン及びダブルナット等の緩み止めの措置が講じられていること。
- (カ) ボルト・ナット等が使用者に損傷を与えるおそれのないよう措置されていること。
- イ 雨水等のかかるおそれのあるバルコニー等に避難器具用ハッチを設ける場合にあつては、床面等に適当な傾斜を設けるとともに、排水設備を設けること。
- ウ ふたを設ける場合は、次によること。
  - (ア) 上ぶたは、おおむね 180 度開くことができるものを除き、次によること。
    - a おおむね 90 度の開放状態でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
    - b 手掛けを設けること。
  - (イ) 屋外に設けるものにあつては、下ぶたを設けること。下ぶたは、次によること。
    - a 直径 6 mm 以上の排水口を 4 個以上設け、又は、これと同等以上の面積の排水口を設けること。
    - b おおむね 90 度開くものであること。
  - (ウ) 足掛けを設ける場合は、滑り止めの措置が講じられていること。
- エ 避難器具が、確實容易に取り付けられる構造であること。
- オ 3 動作以内で容易に、かつ確実に避難器具を展張できるものであること。



- (6) 固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあつては、当該アンカーボルト等の引き抜きに対する耐力を設計引き抜き荷重に相当する試験荷重を加えて確認すること。この場合において試験荷重は、アンカーボルト等の引き抜き力を測定することのできる器具等を用いて、次の式により求められる締付トルクとすること。

$$T = 0.24DN$$

T : 締付トルク (k N/cm)  
D : ボルト径 (cm)  
N : 試験荷重 (設計引抜荷重) (k N)

- (7) 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具 (以下「固定具」という。) の構造、強度及び降着面等への埋設方法は、前 (1) 及び前 (2) を準用するほか、次によること。

ア 固定具の構造及び強度

(ア) 固定具は、ふたを設けた箱の内部に、容易に下部支持装置を引っかけることができる大きさの環又は横棒 (以下「固定環等」という。) を設けたものであること。

(イ) 固定環等は、次によるものであること。

- a 直径 16mm 以上の JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) 又はこれと同等以上の強度及び耐食措置が講じられていること。
- b 環にあつては、降着面等に対し第 16-9 表の引張荷重に耐えられるよう十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられた鋼材等に離脱しないよう取り付けられたものであること。

第 16-9 表

袋長 (m)		荷重 (k N)	荷重方向 (下部支持装置の展張方向)
斜 降 式	袋長 15 以下のもの	2.85	仰角 25 度
	袋長 15 を超え 30 以下のもの	5.25	〃
	袋長 30 を超え 40 以下のもの	6.45	〃
	袋長 40 を超えるもの	7.5	〃

- c 横棒にあつては、下部支持装置のフックを容易に引っかけることのできる横幅を有し、その両端を 90 度鉛直方向に曲げ、降着面等措置に対し第 16-9 表の引張荷重に耐えられるように十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられたものであることとし、横棒を箱に固定する工法による場合は、箱に引き抜け防止の措置が講じられたものであること。

- (ウ) ふた及び箱は、次によるものであること。
  - a 車両等の活行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）又はこれと同等以上の耐食性を有するものであること。
  - b ふたは、使用に際し、容易に開放できる構造とし、紛失防止のため箱とチェーン等で接続されたものであり、かつ、ふたの表面に救助袋の設置階数が容易に消えない方法で表示されているものであること。
  - c 箱の内部に雨水等が滞留しないような有効な水抜き措置が講じられていること。
  - d 箱は、内部の清掃が容易にできる大きさであること。
- イ 固定具の降着面等への埋設場所は、次によること。
  - (ア) 固定部から救助袋を緩みのないよう展張した場合、降着面等とおおむね 35 度となる位置とすること。また、袋本体に片たるみを生じない位置で、避難空地内であること。
  - (イ) 土砂等により埋没するおそれのない場所とすること。
  - (ウ) 通行の支障とならないように設けること。

#### 4 特定一階段等防火対象物に設置する避難器具

規則第 27 条第 1 項第 1 号、第 3 号イ及びハによるほか、次によること。

- (1) 規則第 27 条第 1 項第 1 号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね 2 m<sup>2</sup>以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー又は同一フロアの屋上等及び地階に設けられたドライエリアをいうものであること。
- (2) 規則第 27 条第 1 項第 1 号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの」とは、常に使用できるよう設置されている避難用タラップ（固定式）、すべり台、すべり棒等のほか、常時、組み立てられた状態で設置された避難器具をいうものであること。
- (3) 規則第 27 条第 1 項第 1 号ハに規定する「一動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、次のものとする

ア 規則第 23 条第 4 項第 7 号へ括弧書きに規定する特定一階段等防火対象物（以下この基準において「特定一階段等防火対象物」という。）に対応するものとして開発され、一動作で使用できる等の構造（以下この第 1 において「一動作型」という。）を有する、次のものとする。

- (ア) 「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」（昭和 40 年自治省令第 3 号）

第 12 条の規定に基づき、一動作型として基準の特例を受けた検定品

- (イ) 特定一階段用救助袋として認定評価された認定評価品
  - (ウ) 一動作型緩降機取付金具として性能評定された評定品を使用した緩降機
- イ 一動作で容易に架設、組み立てができる避難用タラップ（半固定式）、横さん収納式の固定はしご等

## 5 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は次によること。


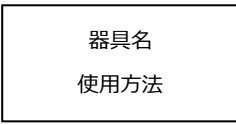
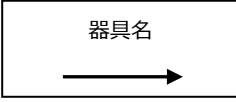
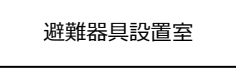
- (1) 不燃材料（ガラスを用いる場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。ただし、建基令第 112 条の規定による場合にあっては、当該規定によること。
- (2) 避難器具専用室は、避難に際し支障ない広さであること。
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用方法の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ 1.8m 以上、幅 0.75m 以上の防火戸を設けること。
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。
- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径 0.5m 以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。
- (8) 上昇口の上部に避難を容易にするための手がかり等を床面から距離が 1.2m 以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね 180 度開くものを除き、取付面と 90 度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

## 6 標識等

規則第 27 条第 1 項第 3 号の標識は、告示第 2 号第 5 によるほか、次によること。

(1) 標識は第 16-10 表によること。

第 16-10 表

種類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置等位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦 12cm 以上 横 36cm 以上	白地  黒文字	 〇〇〇には器具の名称を記載。文字の大きさは 5 cm 以上。
使用方法を表示する標識		長辺 60cm 以上 短辺 30cm 以上		 避難器具の使用方法を簡記すること。文字の大きさは 1 cm 以上。
設置等位置まで誘導する標識	設置等場所に至る廊下、通路又は室の出入口等	縦 12cm 以上 横 36cm 以上	白地  黒文字	 器具名の下に矢印を記入し、文字の大きさは 5 cm 以上。 
	避難器具設置等場所がある階のエレベーター又は階段室等の出入口の見やすい箇所（特定一階段等防火対象物）	日本工業規格 A 4 以上		白地  黒線  黒文字
備考	<p>1 設置等位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。</p> <p>2 前 1 の兼用する場合の標識の大きさは、長辺 60cm 以上及び短辺 30cm 以上とすること。</p> <p>3 使用方法を表示する標識は、使用方法が簡単な器具に限り、設置しないことができる。</p> <p>4 設置位置を表示する標識及び設置等位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易に分かる場合にあつては、設置しないことができる。</p> <p>5 設置等位置を表示する標識及び設置等位置まで誘導する標識の表示方法のうち避難口、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。</p> <p>6 エレベーターホール等に設ける標識については、その材料を問わないが、破損や汚損がないような方法で表示すること。</p>			

- (2) 仕切り板等への表示は、第 16-11 表の例により塗料等（塗料と同等以上の耐候性、耐水性等を有するシール式のものを含む。）で明確に表示すること。◆

第 16-11 表

避難経路である旨の表示	「この先避難器具あり」（避難器具が設置されている場合） 「避難の際は、ここを破って避難ができます。」 「避難の際は、ここを破って隣戸に避難して下さい。」
仕切り板等の付近に物品を置くことを禁ずる旨の表示	「この付近に物を置かないで下さい。」 「避難経路につき物品存置厳禁」
備 考	文字の大きさは概ね 5 cm 以上とすること。

- (3) 降下位置には、塗料等で避難空地を表示すること。ただし、降下位置の状況により塗料等で表示することができない場合は、標識とすることができる。◆

## 7 設置場所の明るさの確保

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、明るさが確保される場所として取り扱うものとする。

- (1) 避難器具が屋外（バルコニー、ベランダ、屋上等）で外気の流通が十分確保できる場所に設けられている場合。ただし、救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）、緩降機その他使用に際し、組立て、取り付け等操作を要する器具を設けた場所で操作上又は使用上照明を必要とする場合を除く。◆
- (2) 屋内、屋外を問わず避難器具設置場所の付近に建基令第 126 条の 5 の基準に適合する非常用の照明装置が設けられている場合。◆
- (3) 特定防火対象物以外の防火対象物で避難器具の直近に電池式の照明器具（屋外に設ける場合は防湿、防塵のため収納箱等を設けること。）が設けられ避難器具の操作が可能である場合。なお、避難器具用の照明器具である旨の表示をすること。◆

## 8 避難器具の格納

- (1) 避難器具（常時使用状態に取付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、保護するために格納箱等に収納すること。
- (2) 格納箱等は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。
- (3) 避難器具の格納箱等は、避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有することとし、耐食性を有しない材料にあつては、耐食措置を施したものであること。

- (4) 屋外に設けるものにあつては、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。
- (5) 格納箱は、固定しておくこと。◆

## 9 設置個数の減免

令第 25 条第 2 項第 1 号ただし書及び規則第 26 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるもの」とは、バルコニー、開放廊下、庇、床又は構造体の突出部（以下「バルコニー等」という。）で、次の構造を有しているものとする。

ア バルコニー等のうち、バルコニー又は開放廊下は耐火構造とし、その周囲に高さが 110cm 以上の手すり壁、柵又は金網を堅固に固定して設けたものであること。

イ バルコニー等のうち、庇、床又は構造体の突出部は、次によること。

(ア) 傾斜のある場合

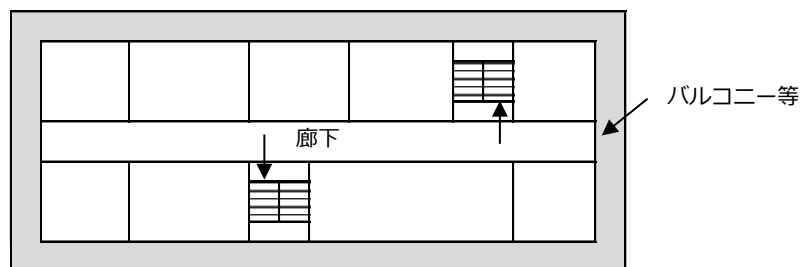
- a 避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであること。
- b 上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く。）が 10 分の 1 以下であること。
- c 有効幅員は 80cm 以上であること。
- d 周囲には高さが 110cm 以上の手すり壁、柵若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが 90cm 前後の手すり棒を設けられていること。

(イ) 傾斜のない場合

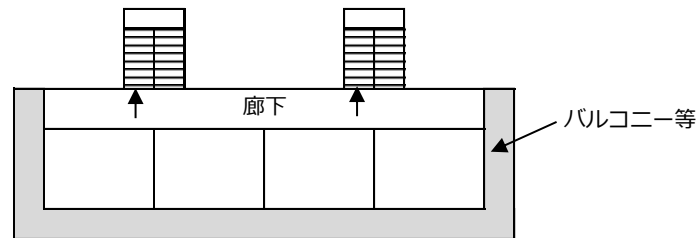
前（ア）、a によるほか、有効幅員が 50cm 以上であること。ただし、有効幅員が 80cm 未満の場合にあつては、前（ア）、d の手すり壁、柵、金網又は手すり棒を設けられているものであること。

- (2) 規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「避難上有効に設けられている」とは、次の場合とする。この場合において、バルコニー等に隔板が設けられ、又は避難上支障となる物が置かれている場合であっても、当該隔板等を容易に破壊し、又は除去することができる場合は、同様の取扱いができるものとする。

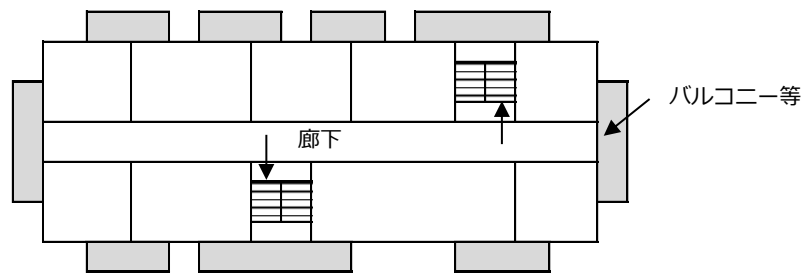
ア 建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合



- イ 建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により建基令第 123 条に規定する避難階段又は特別避難階段（以下「避難階段又は特別避難階段」という。）のいずれかの 2 以上に移行できる場合



- ウ 建築物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられており、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの 2 以上に移行できる場合

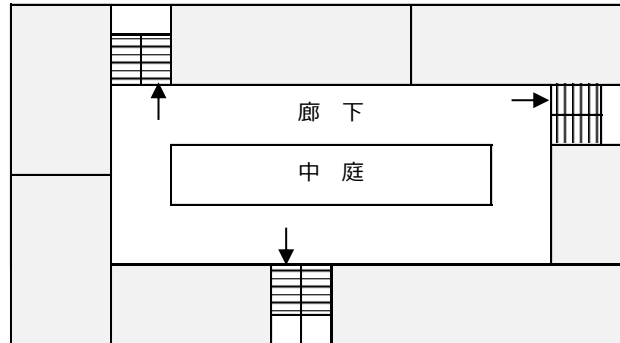


- (3) 規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「当該階のあらゆる部分」とは、居室の出入口をいうものとする。
- (4) 規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「2 以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうち 2 以上のものに到達しうるよう設けられている」とは、次の場合とすること。

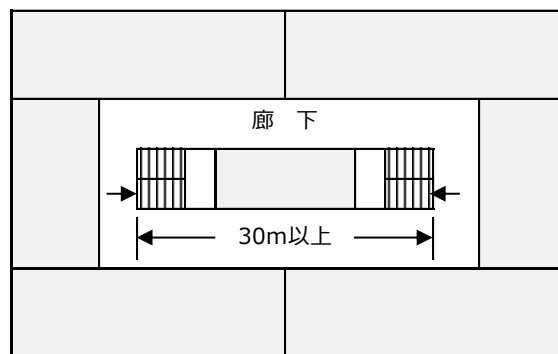
- ア 建築物の両側のそれぞれに規則第 26 条第 1 項第 2 号に規定する直通階段（以下「直通階段」という。）が設けられた場合



イ 建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる 2 方向に避難できる直通階段が設けられた場合



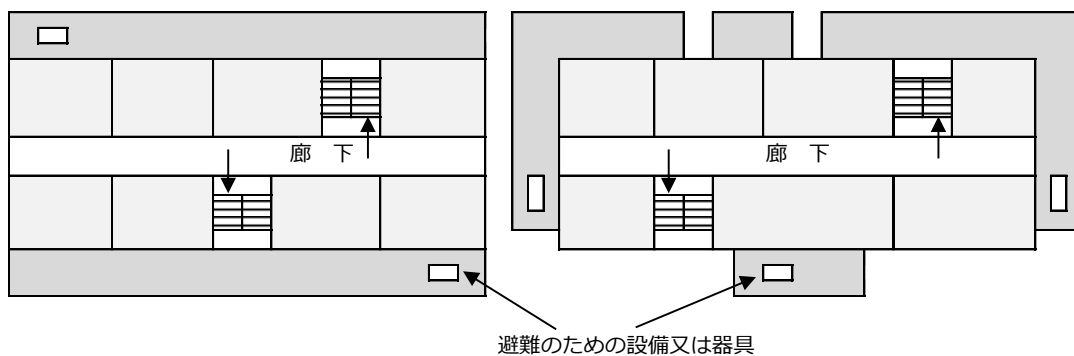
ウ 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる 2 方向に避難できるよう、2 以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして 30m 以上となるように設けられた場合



(5) 規則第 26 条第 5 項第 2 号口に規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられ」とは、次の場合とする。

ア 前 (2)、ア及びイに適合する場合

イ 建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合

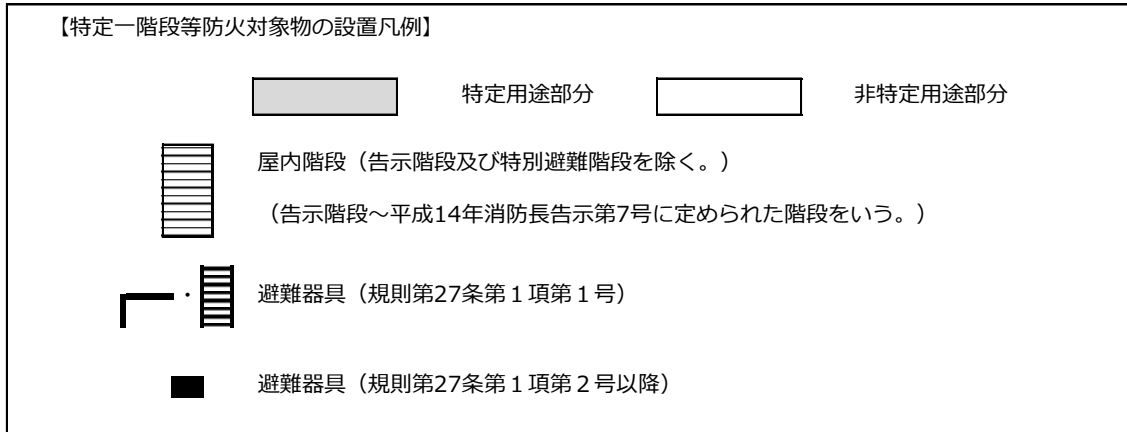




- (6) 規則第 26 条第 5 項第 2 号口に規定する「階段その他の避難のための設備若しくは器具が設けられ」とは、次によること。
- ア 設備とは、階段、傾斜路等をいう。
  - イ 器具とは、タラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等をいう。この場合において、当該器具の設置及び維持は、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「告示第 2 号」という。）第 1 から第 3 まで及び第 5 から第 8 までの規定並びに 2 から 4 までを準用すること。◆
  - ウ 前（5）のバルコニー等のうち、独立したバルコニー等にあつては、それぞれに避難のための設備又は器具を設けること。
- (7) 規則第 26 条第 5 項第 2 号口に規定する「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」は、次のものとする。
- ア 設備については、渡り廊下
  - イ 器具については、避難橋その他これに類する器具。この場合において、当該器具の設置及び維持は告示第 2 号（第 4 及び第 7 を除く。）の規定及び 2 から 4 までを準用すること。◆
- (8) 建基令第 121 条第 1 項第 3 号又は第 6 号イ括弧書きに規定される避難上有効なバルコニーのうち、建基法第 2 条第 33 号に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）又は建基法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関が集中型バルコニーと認められたものは、規則第 26 条第 2 項の規定の適用において、建基令第 123 条の規定に適合する屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）とみなすことができる。◆
- (9) 規則第 26 条第 2 項に規定する避難階段には、規則第 26 条第 1 項第 2 号に規定されているとおり、傾斜路を含むことに留意すること。この場合において、当該傾斜路が避難階段の代替となりうるか否かについては、特定行政庁に確認すること。（建基令第 120 条、第 122 条及び第 123 条関係）

### 10 特例適用の運用基準

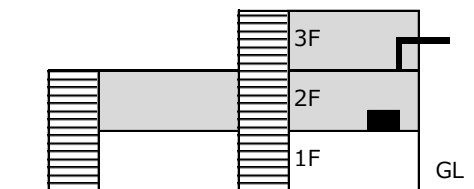
令第 32 条の規定を適用する場合は、次によること。



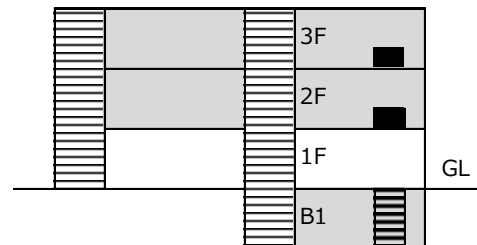
※ 1 階以外の階は、全て避難器具の設置義務があるものとする。

※ 新築、既存を問わないものとする。

- (1) 特定一階段等防火対象物の階のうち、地上に直通する階段が 2 以上設けられている階については、規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定は適用しないことができる。



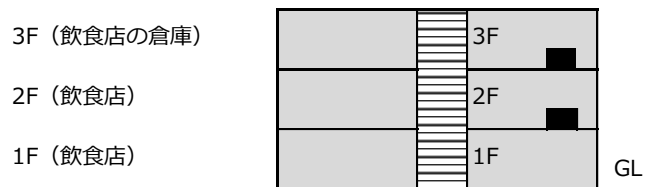
2 階は階段が 2 系統あるため、2 階に設置する避難器具は、令第 32 条の規定を適用し、規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。



地上階は階段が 2 系統あるため、2 階及び 3 階に設置する避難器具は、令第 32 条の規定を適用し、規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。

- (2) 特定一階段等防火対象物の令第 4 条の 2 の 2 第 2 号括弧書きに規定する避難階以外の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段（建基令第 26 条に規定する傾斜路を含む。）が 2（当該階段が屋外に設けられ、又は規則第 4 条の 2 の 3 に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていない階の部分のすべてが次のいずれかに適合する場合は、当該防火対象物に規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。

- ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがない場合（第 1 節第 3 令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い 1、(2)、ア又はイの規定により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取扱われることとされたため、当該居室以外の部分が特定用途に供される部分として取扱われている場合を含む。）
- イ 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿、共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分であって、第 1 節第 3 令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い 2、(2) の規定により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取扱われている場合



3 階の用途が倉庫であり、不特定多数の者の出入りがない場合は、令第 32 条の規定を適用し、2 階及び 3 階の避難器具は規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。

- (3) 特定一階段等防火対象物又はその部分に前 4、(3)、ア、(ア) 以外の省令第 3 号第 2 条第 4 号に規定するつり下げはしご（以下「つり下げはしご」という。）を次の要件に適合するよう設置する場合は、規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定に適合するものとして取り扱うことができる。
- ア つり下げはしごを常時取付部の開口部の直近に設置すること。
- イ 避難器具設置等場所の出入口からつり下げはしごの格納箱が容易に見通せること。
- (4) 特定一階段等防火対象物における避難器具等設置場所がある階のエレベーターホール又は階段室（附室が設けられている場合にあつては、当該附室）の出入口付近から避難器具設置等場所が容易に識別できる場合は、規則第 27 条第 1 項第 3 号八に規定する標識を設けないことができる。
- (5) 令別表第一 (5) 項及び (6) 項に掲げる防火対象物（以下「上階部分」という。）の下階に同表 (1) 項から (4) 項まで、(9) 項、(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項又は (15) 項に掲げる防火対象物（以下「下階部分」という。）が存する場合であっても、上階部分と下階部分が令 8 区画により区画されている場合は、令第 25 条第 1 項第 1 号及び第 2 号括弧書きの規定を適用しないことができる。

- (6) 令第 25 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の階に建基令第 120 条、第 121 条及び第 122 条の規定により設置が要求されない直通階段で、建基令第 123 条第 2 項の規定に相当する屋外階段が設置されたものについては、令第 26 号第 2 項の規定を準用し、当該階段が設けられている階に必要な避難器具の設置個数を減免することができる。
- (7) 防火対象物に設けられた渡り廊下が次のいずれかに該当する場合、当該渡り廊下は、規則第 26 条第 3 項各号の規定に適合する渡り廊下とみなし、当該渡り廊下が設けられている階に必要な避難器具の設置個数を減免することができる。
- ア 建基法上別の建築物とみなすことができる渡り廊下
  - イ 第 1 節第 3 消防用設備等の設置単位の規定に適合する渡り廊下
- (8) 最上階以外の階に屋上が設けられている防火対象物で、当該屋上が次のすべての要件に適合する場合は、当該屋上が存する階以上の階に設置する避難器具は当該屋上までのものとするすることができる。
- ア 屋上から地上まで、屋外避難階段が設けられていること。
  - イ 屋上には、告示第 2 号の規定に適合する避難空地を有していること。
  - ウ 前イの避難空地から屋外避難階段へ至る部分には、告示第 2 号の規定に適合する避難通路を有していること。
- (9) 防火対象物から令別表第一 (18) 項に掲げるアーケードを経由して避難上支障なく地上へ至ることができる場合は、当該アーケードを避難器具の一部として取り扱うことができる。
- (10) 防火対象物に設置される階段（建基令第 26 条に規定される階段に代わる傾斜路を含む。）が次のいずれにも該当する場合、当該階段を避難用タラップの代替とすることができる。
- ア 建基令第 120 条及び第 121 の規定に必要とされる階段数を超えて設置されていること。
  - イ 構造は建基令第 23 条から第 25 条及び第 121 条の 2 に適合すること。
  - ウ 避難用タラップが設置可能な防火対象物及び階であること。（令第 25 条第 2 項関係）
  - エ 避難用タラップに係る基準と総合的に比較して、避難用タラップと同等以上と取り扱って差し支えないこと。（規則第 27 条第 1 項第 9 号、避難器具の基準（昭和 53 年消防庁告示第 1 号）第 7 及び告示第 2 号第 3 第 8 号関係）

### 1.1 建築基準法令に基づく避難器具の取扱い

建築基準法令に基づき設置される避難器具の取扱いについては、次によること。

#### (1) 設置及び維持の基準

ア 避難空地から広場、道路等に通じる避難上有効な通路の幅員は 1m 以上としているが、建築基準法令上設置する避難器具に限りその有効幅員を 75cm 以上とする。

イ 前アを除き、消防法第 17 条第 1 項（消防用設備等の設置、維持義務等）、第 17 条の 3 の 2（消防用設備等の設置届出及び検査）、第 17 条の 14（工事の届出）の規定を準用する。

#### (2) 留意事項

ア 必要あるときは、特定行政庁等と協議すること。

イ 当該避難器具は、特定行政庁等の審査、検査、点検等の対象になっていること。

### 1.2 その他

当該技術基準は、予想しない特殊な器具又は工法を用いることにより、この技術基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては適用しない。